

## 20. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に関する手続き特記仕様書

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）の対象工事です。受注者は、建設リサイクル法の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めてください。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するよう努めてください。

なお、本工事を落札し受注の際には、次のとおり対応してください。

### (1) 請負契約の締結前におこなう手続き

- 1) 建設リサイクル法第12条に基づき、発注者に分別解体等の内容について説明（協議）してください。（「説明書」及び添付資料をPDFデータで作成し、発注担当課にメールで提出）（注1参照）
- 2) 契約日の2日前までに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面」（以下、「書面」という）を記載し、単独のPDFデータで作成して発注担当課にメールで提出の上、書面の「施設の名称」の欄に記載した施設が川崎市の指定登録工場または指定登録施設であることを双方で確認して下さい。（注2参照）
- 3) 紙契約の場合、必ず発注担当課からメールで送付された書面データを印刷し、契約書に綴ってください。

### (2) 工事施工中

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化してください。

### (3) 再資源化等の完了時

再資源化等が完了した時は、すみやかに建設リサイクル法第18条に基づき「再資源化等報告書」を川崎市の監督員に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存してください。

### (4) その他

- 1) 分別解体等及び再資源化について、建設リサイクル法の趣旨を十分踏まえて工事の施工にあってください。
- 2) 指定工場登録リスト（CO 塊・As 塊）、指定業者登録名簿（木材）及び必要な書類は、上下水道局ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000083644.html>)

※注1 発注者に説明した内容を下請者に対しても教えてください。

※注2 川崎市ではコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、指定登録工場制（建設発生木材については、指定登録施設制）を採用していますので書面には、川崎市の指定登録工場または指定登録施設を記載してください。